

令和2年度
第1回新潟県鳥獣被害対策本部会議次第

日 時 令和2年6月11日（木）13:30～15:00

会 場 行政庁舎 201 会議室

1 開 会

本部長あいさつ

2 議 題

- （1）新潟県鳥獣被害対策本部設置要綱の一部改正（案）について
- （2）鳥獣被害対策支援センターの活動の方向性について
- （3）令和元年度特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する施策の実施状況

3 閉 会

令和2年度

第1回新潟県鳥獣被害対策本部会議出席者名簿

<対策本部出席者>

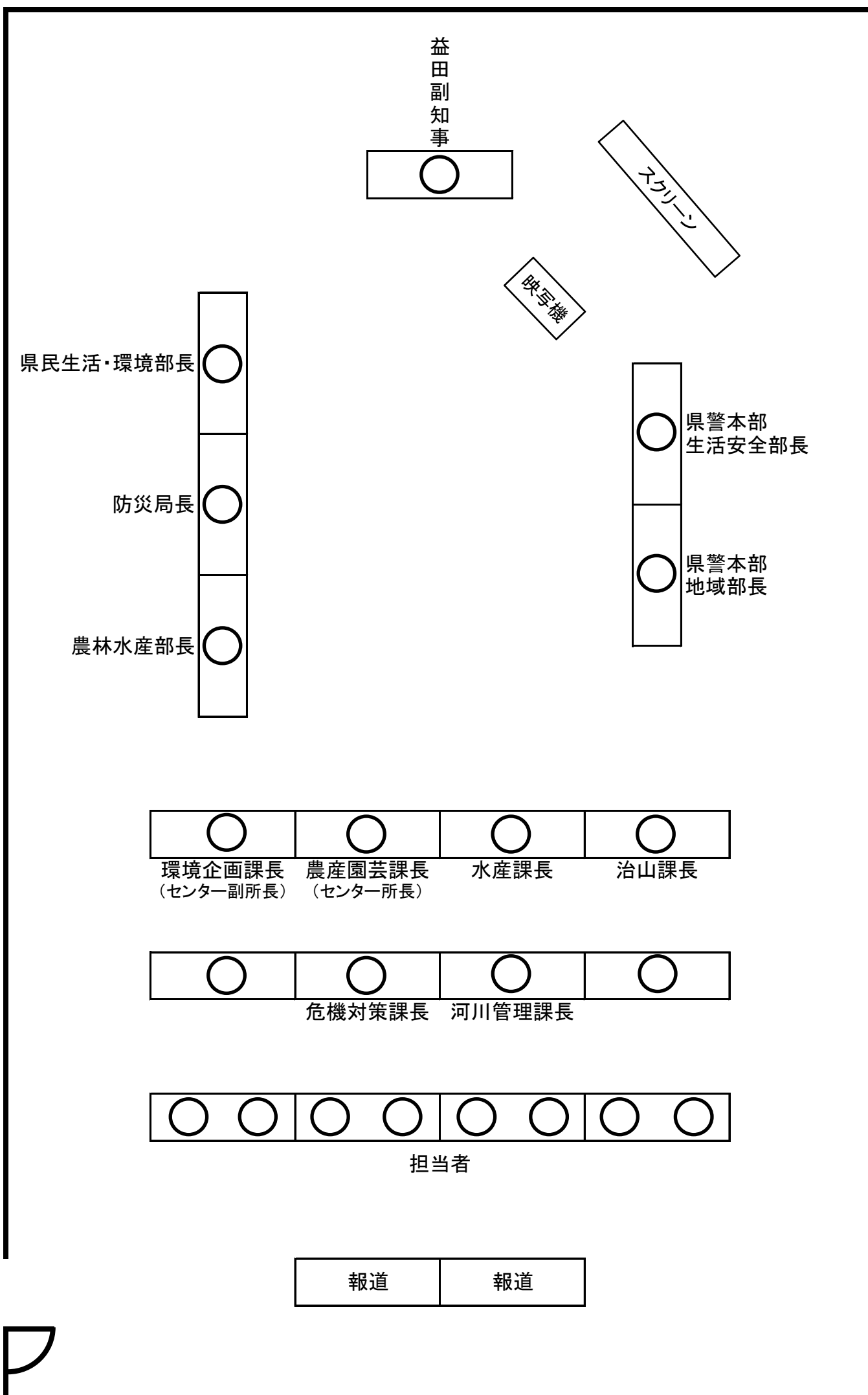
氏名	職名	備考
益田 浩	副知事(本部長)	
村山 雅彦	県民生活・環境部長	
熊倉 健	防災局長	
山田 治之	農林水産部長	
岡崎 信彦	県警本部生活安全部生活安全企画課 生活安全指導官	代理出席
尾崎 豊	県警本部地域部地域課 地域指導官	代理出席

<センター・関係課>

氏名	職名	備考
神部 淳	鳥獣被害対策支援センター所長(農産園芸課長)	
梅津 了	鳥獣被害対策支援センター副所長(環境企画課長)	
大滝 勝己	防災局危機対策課参事	代理出席
長谷川 修治	農林水産部治山課長	
米山 洋一	農林水産部水産課長	
近藤 宏樹	土木部河川管理課副参事	代理出席

令和2年度 第1回 新潟県鳥獣被害対策本部会議 配席図

令和2年6月11日(木) 13:30~15:00
行政庁舎201会議室



新潟県鳥獣被害対策本部設置要綱の一部改正 新旧対照表 (案)

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 野生鳥獣の生息域が拡大し、人里に出没するなど、鳥獣被害対策が重要な課題となっている。</p> <p>鳥獣被害対策は被害防止対策、個体数管理、生息環境整備など、多岐にわたることから、<u>新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例 (平成26年新潟県条例第98号)</u> (以下、「条例」という。)の規定に基づき、関係部局が連携を図り、<u>管理及び有効活用の取組を進めるため</u>、新潟県鳥獣被害対策本部 (以下、「本部」という。)を設置する。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 本部は、別表に掲げる職にある者で構成する。</p> <p>2 本部長は、副知事をもって充てる。</p> <p><u>3</u> 本部の構成員は、必要に応じ追加することができるものとする。</p> <p>第3条 略</p> <p>(協議事項)</p> <p>第4条 本部は、第1条の目的を達成するため、次の事項について協議するものとする。</p> <p><u>(1) 条例第9条の規定に基づく施策の取組方針及び施策の状況について</u></p> <p><u>(2) その他必要な事項</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 野生鳥獣の生息域が拡大し、人里に出没するなど、鳥獣被害対策が重要な課題となっている。</p> <p>鳥獣被害対策は被害防止対策、個体数管理、生息環境整備など、多岐にわたることから、関係部局が連携を図り、取組を進めるため、新潟県鳥獣被害対策本部 (以下、「本部」という。)を設置する。</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 本部は、別表<u>1</u>に掲げる職にある者で構成する。</p> <p>2 本部長は、副知事をもって充てる。</p> <p><u>3 本部に別表2に掲げる職にある者から構成する幹事会を置き、本部運営に必要な事項及び本部長から付託された事項等の検討を行うものとする。</u></p> <p><u>4</u> <u>本部及び幹事会</u>の構成員は、必要に応じ追加することができるものとする。</p> <p>第3条 略</p> <p>(協議事項)</p> <p>第4条 本部は、第1条の目的を達成するため、次の事項について協議するものとする。</p> <p><u>(1) 被害防止対策等に係る取組方針の決定及び進行管理について</u></p> <p><u>(2) ツキノワグマ等による人身被害防止・公共の安全確保について</u></p> <p><u>(3) その他必要な事項</u></p>

新	旧
<p>2 前項の協議にあたっては、必要に応じて新潟県野生鳥獣保護管理対策検討会の意見を聞くこととする。</p> <p>3 <u>本部は、毎年度、条例第 11 条の規定に基づき、条例第 9 条に規定する施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。</u></p> <p>(事務局)</p> <p>第 5 条 本部の事務局は、<u>鳥獣被害対策支援センター</u>が当たる。</p> <p>第 6 条 略</p> <p>(鳥獣被害対策連絡会議)</p> <p>第 7 条 <u>鳥獣被害対策支援センター</u>と鳥獣被害対策チームからなる鳥獣被害対策連絡会議を設置し、第 4 条に定める取組方針を踏まえ、各地域における効果的な鳥獣被害対策の推進に向け、必要な協議・調整を行う。</p> <p>第 8 条 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成 25 年 6 月 7 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 26 年 1 2 月 1 日 環企第 7 2 2 号、農園第 5 4 9 号) この要綱は、平成 26 年 1 2 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 29 年 6 月 8 日 環企第 3 3 0 号、農園第 2 0 5 号) この要綱は、平成 29 年 6 月 8 日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和 2 年 月 日 鳥獣対第 号)</u> <u>この要綱は、令和 2 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>2 前項の協議にあたっては、必要に応じて新潟県野生鳥獣保護管理対策検討会の意見を聞くこととする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第 5 条 本部<u>及び幹事会</u>の事務局は、<u>環境企画課及び農産園芸課</u>が当たる。</p> <p>第 6 条 略</p> <p>(鳥獣被害対策連絡会議)</p> <p>第 7 条 <u>新潟県鳥獣被害対策本部幹事会</u>と鳥獣被害対策チームからなる鳥獣被害対策連絡会議を設置し、第 4 条に定める取組方針を踏まえ、各地域における効果的な鳥獣被害対策の推進に向け、必要な協議・調整を行う。</p> <p>第 8 条 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成 25 年 6 月 7 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 26 年 1 2 月 1 日 環企第 7 2 2 号、農園第 5 4 9 号) この要綱は、平成 26 年 1 2 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 29 年 6 月 8 日 環企第 3 3 0 号、農園第 2 0 5 号) この要綱は、平成 29 年 6 月 8 日から施行する。</p>

新	旧
別表（本部構成員） 副知事 県民生活・環境部長 農林水産部長 防災局長 県警本部生活安全部長、地域部長	別表 <u>1</u> （本部構成員） 副知事 県民生活・環境部長 農林水産部長 防災局長 県警本部生活安全部長、地域部長 別表 <u>2</u> （幹事会構成員） <u>県民生活・環境部環境企画課長</u> <u>農林水産部農産園芸課長、水産課長、治山課長</u> <u>防災局危機対策課長</u> <u>県警本部生活安全部生活安全企画課長、地域部地域課長</u>

新潟県鳥獣被害対策本部設置要綱（案）

（目的）

第1条 野生鳥獣の生息域が拡大し、人里に出没するなど、鳥獣被害対策が重要な課題となっている。

鳥獣被害対策は被害防止対策、個体数管理、生息環境整備など、多岐にわたることから、新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例（平成26年新潟県条例第98号）（以下、「条例」という。）の規定に基づき、関係部局が連携を図り、管理及び有効活用の取組を進めるため、新潟県鳥獣被害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

（構成）

第2条 本部は、別表に掲げる職にある者で構成する。

2 本部長は、副知事をもって充てる。

3 本部の構成員は、必要に応じ追加することができるものとする。

（会議）

第3条 会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要に応じて会議に本部員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（協議事項）

第4条 本部は、第1条の目的を達成するため、次の事項について協議するものとする。

(1) 条例第9条の規定に基づく施策の取組方針及び施策の状況について

(2) その他必要な事項

2 前項の協議にあたっては、必要に応じて新潟県野生鳥獣保護管理対策検討会の意見を聞くこととする。

3 本部は、毎年度、条例第11条の規定に基づき、条例第9条に規定する施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。

（事務局）

第5条 本部の事務局は、鳥獣被害対策支援センターが当たる。

（鳥獣被害対策チーム）

第6条 地域振興局毎に設置する鳥獣被害対策チーム（以下、「対策チーム」という。）は、第4条に定める取組方針に基づき、農林水産業被害防止及び人身被害防止の取組を推進する。

（鳥獣被害対策連絡会議）

第7条 鳥獣被害対策支援センターと鳥獣被害対策チームからなる鳥獣被害対策連絡会議を設置し、第4条に定める取組方針を踏まえ、各地域における効果的な鳥獣被害対策の推進に向け、必要な協議・調整を行う。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月7日から施行する。

附 則（平成26年12月1日 環企第722号、農園第549号）

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成29年6月8日 環企第330号、農園第205号）

この要綱は、平成29年6月8日から施行する。

附 則（令和2年 月 日 鳥獣対策 号）

この要綱は、令和2年 月 日から施行する。

別表（本部構成員）

副知事

県民生活・環境部長

農林水産部長

防災局長

県警本部生活安全部長、地域部長



鳥獣被害対策支援センターの活動の方向性について

令和2年6月11日（木）
新潟県鳥獣被害対策支援センター

1

目次

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------|
| 1 鳥獣被害の分類 | 4 これまでの取組 |
| 2 現状 | (1) 情報発信 |
| (1) 農作物被害の推移（全体） | (2) 鳥獣被害対策に関するヒアリング |
| (2) 農作物被害の推移（獣類のみ） | 5 取組の方向性 |
| (3) イノシシ生息分布拡大状況 | (1) 全体像 |
| (4) ツキノワグマによる人身被害の推移 | (2) 短期：応急対処（1年） |
| (5) 有害鳥獣捕獲の担い手の推移 | (3) 中期：組織的駆除の推進（3～5年） |
| (6) 捕獲状況の他県との比較 | (4) 長期：共生環境整備（5～10年） |
| (7) 47都道府県の獣類捕獲数及び狩猟免許所持者数の関係について | |
| 3 鳥獣被害対策支援センターの設置 | |

2

1 鳥獣被害の分類

被害の分類

鳥獣被害

農作物

生活環境

水産物・森林

その他（観光等）

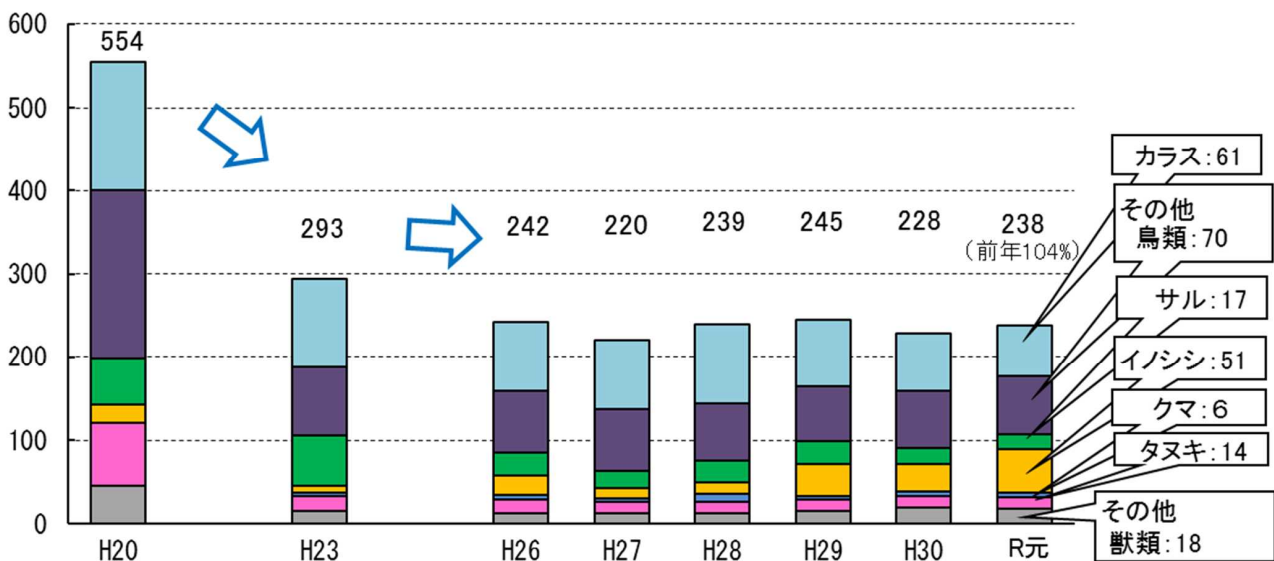
鳥獣・・・鳥類又は哺乳類に属する野生動物
（鳥獣保護管理法第2条第1項）

3

2 現状

(1) 農作物被害の推移（全体）

（百万円）

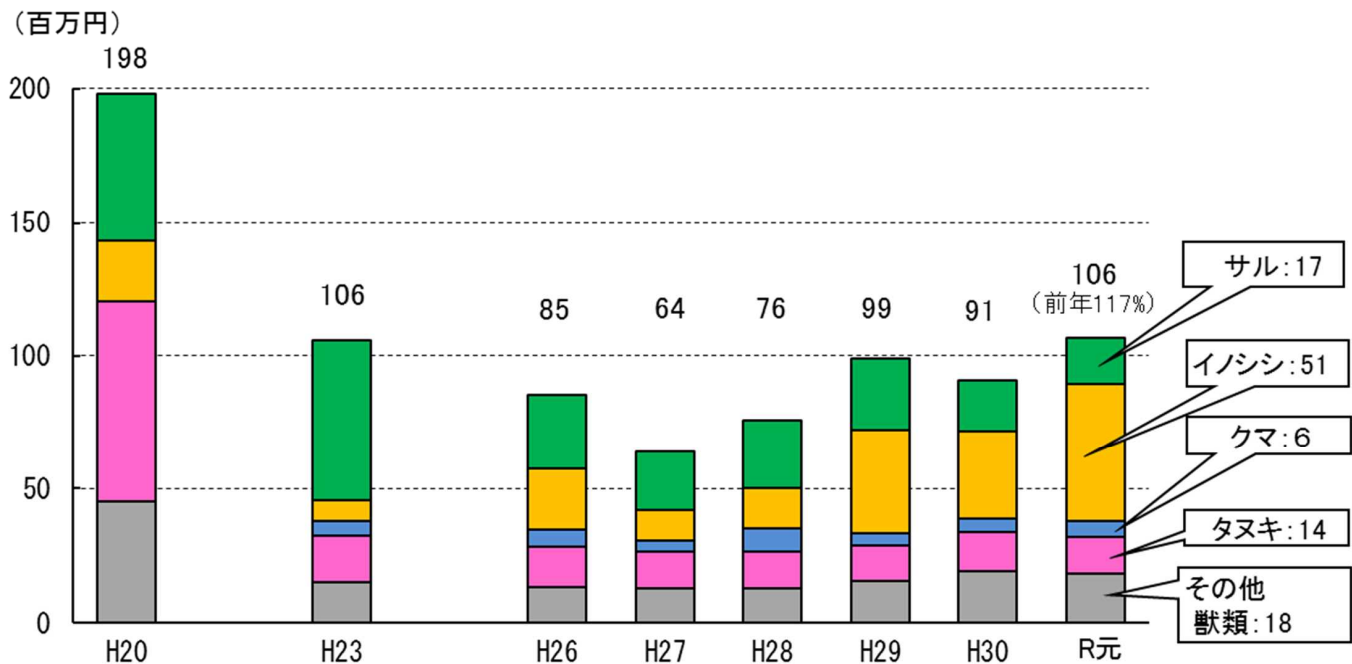


- 令和元年度の被害額は約2.4億円（速報値）であり、前年比104%となった。
- 被害額のうち鳥類がやや減少して約1.3億円（約55%）、獣類がやや増加して約1.1億円（約45%）となっている。

4

2 現状

(2) 農作物被害の推移（獣類のみ）

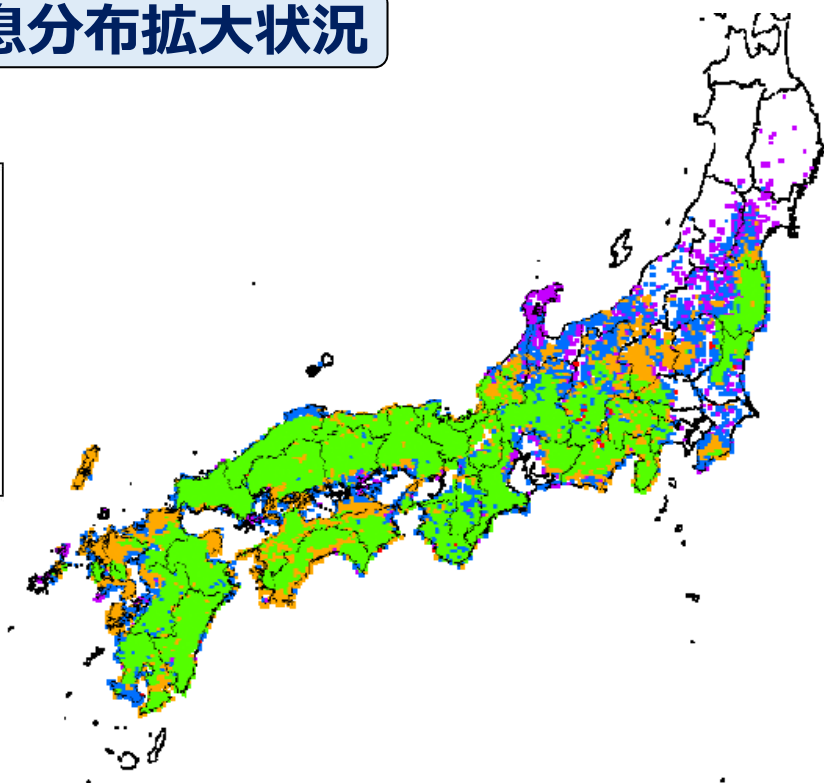
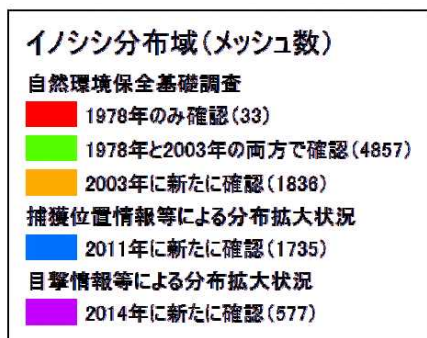


- イノシシ被害がこれまで比較的少なかった地域でも急増したため、県全体で被害額が約0.2億円増加している。
(H30 : 32,832千円⇒R元51,366千円)

5

2 現状

(3) イノシシ生息分布拡大状況



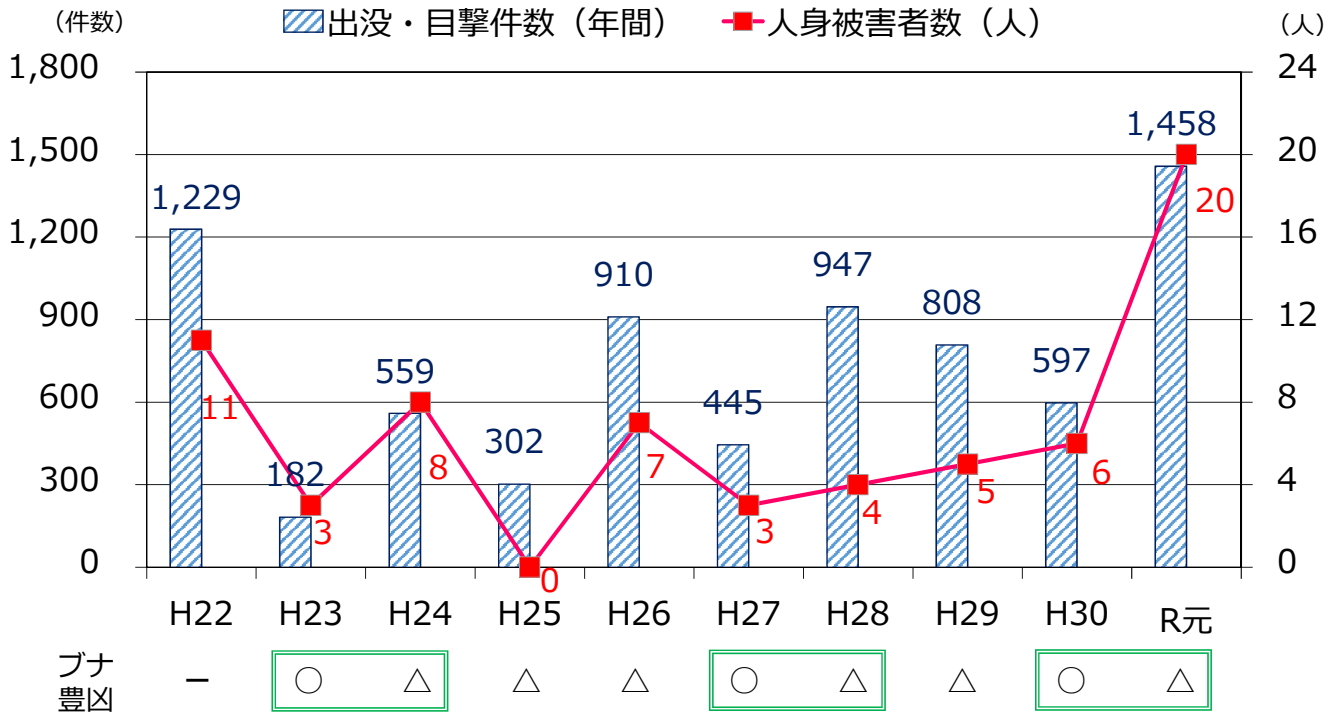
【出典】環境省(2015)イノシシ生息分布拡大状況調査

- 全国的にイノシシの分布域が拡大傾向にある。
- 特に東北地方や北陸地方で分布域が拡大している。

6

2 現状

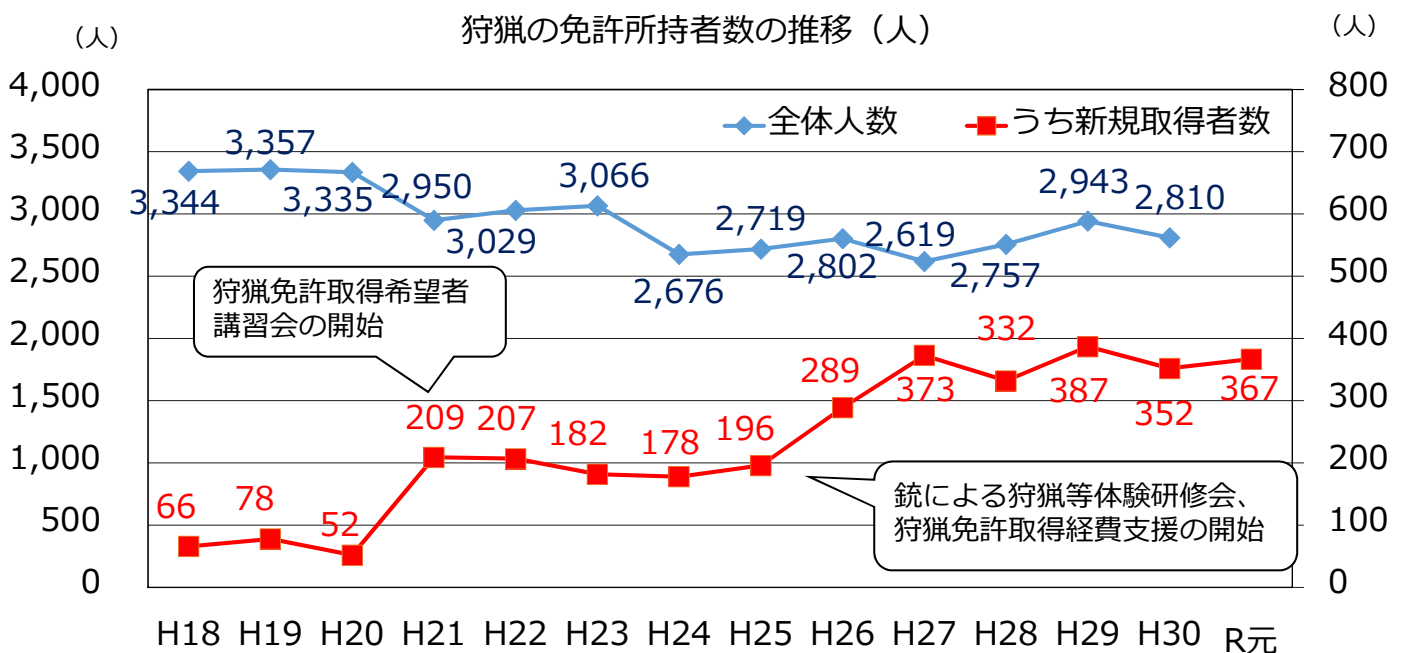
(4) ツキノワグマによる人身被害の推移



○ 豊作の年は、出没が少なく、その翌年に出没や生息数が増える傾向にある。 7

2 現状

(5) 有害鳥獣捕獲の担い手の推移

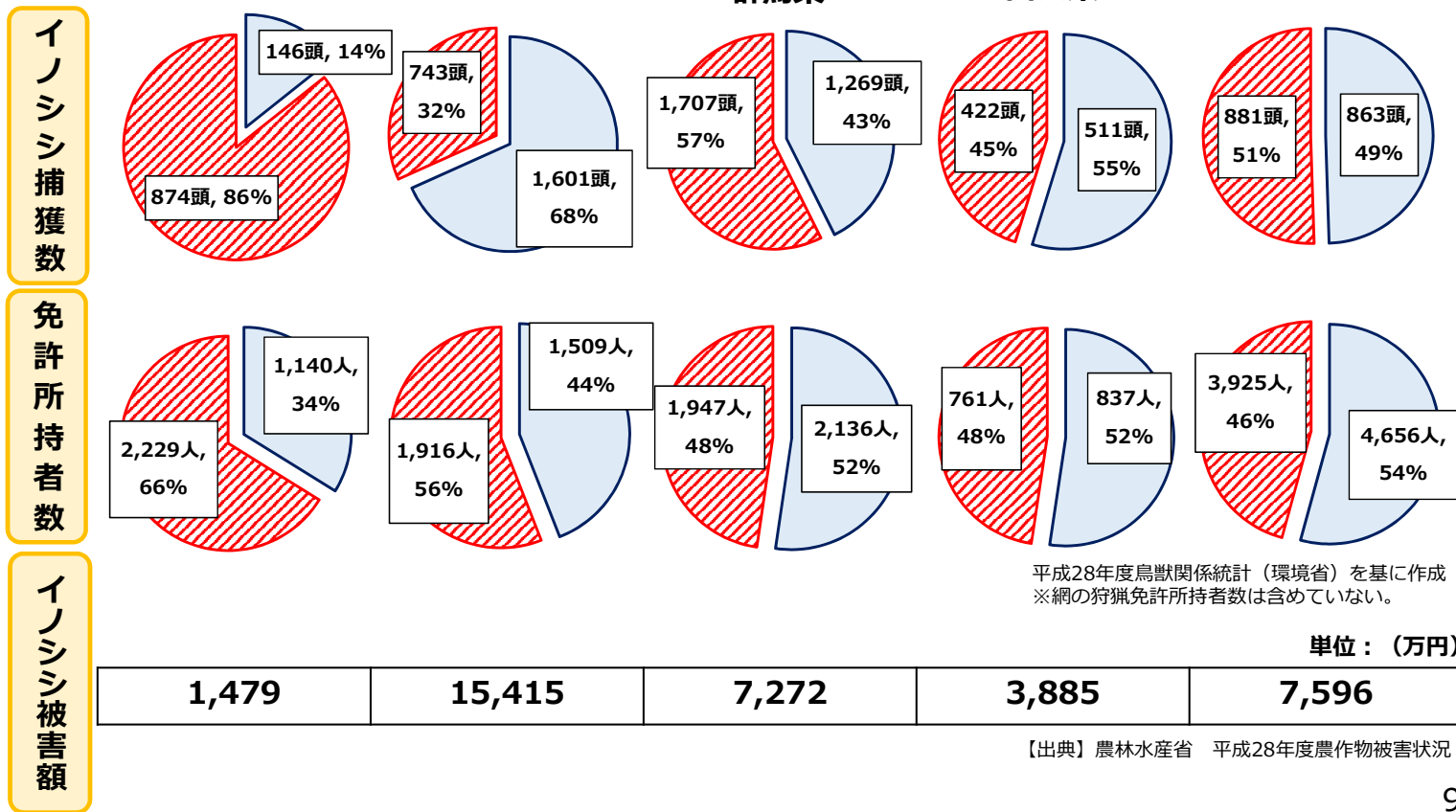


- 狩猟免許所持者は減少傾向であったが、希望者講習会等の取組により、新規取得者が増加し、下げ止まっている。
- 県内の狩猟免許所持者の63%が60歳以上（H30年度）であり、新規取得者が確保できなければ、短期間に大幅な減少が見込まれる。

2 現状

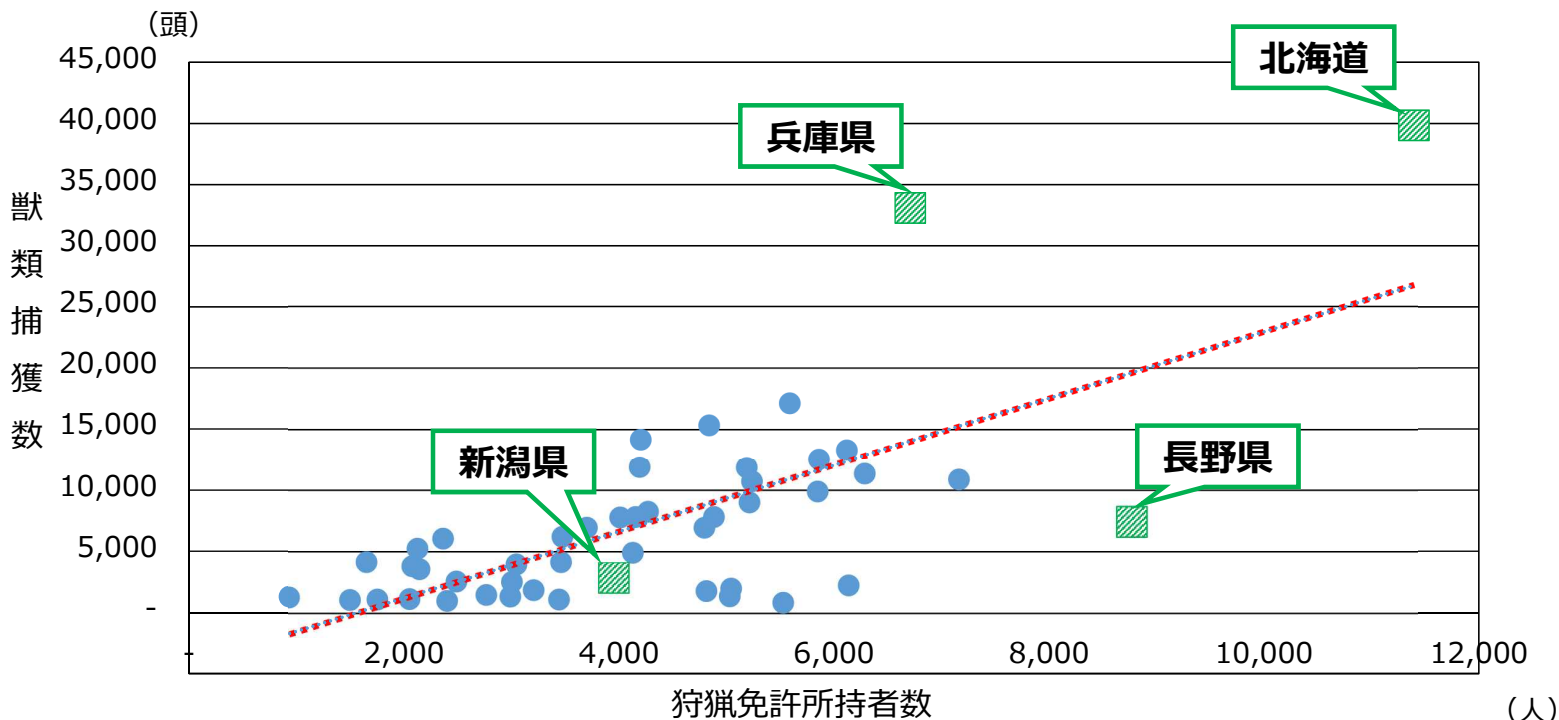
(6) 捕獲状況の他県との比較

□ わな ▨ 銃器



2 現状

(7) 47都道府県の獣類捕獲数及び狩猟免許所持者数の関係について



平成28年度鳥獣関係統計（環境省）を基に作成

○ 狩猟免許所持者数の増加に伴い、獣類捕獲数は増加する傾向にある。

3 鳥獣被害対策支援センターの設置

鳥獣被害対策本部

鳥獣被害対策本部会議

本部長（益田副知事）

- 県民生活・環境部長
- 農林水産部長
- 防災局長
- 県警本部生活安全部長
- 県警本部地域部長

鳥獣被害対策支援センター

- 環境企画課
- 農産園芸課
- 危機対策課

関係課

鳥獣被害対策連絡会議

協議・調整

地域：鳥獣被害対策チーム

事務局：県地域振興局 健康福祉（環境）部、農林水産（農業）振興部

県地域振興局・・・健康福祉（環境）部、農林水産（農業）振興部、企画振興部

市町村・・・環境担当課、農林担当課

警察署

関係団体・・・猟友会支部、森林組合、J A 等

助言・指導

野生鳥獣保護管理
対策検討会

4 これまでの取組

(1) 情報発信



【鳥獣被害対策支援センターHP】
ツキノワグマの目撃情報など最新情報を発信

令和2年度県内のツキノワグマ目撃・痕跡・人身被害の件数
(6月10日現在)

ツキノワグマ目撃・痕跡・人身被害の件数	135件
---------------------	------

内数：人身被害件数（被害者数）	0件（0名）
-----------------	--------

4 これまでの取組

(2) 鳥獣被害対策に関するヒアリング

調査対象：184

有識者	国	他県
地域振興局	県内市町村	警察
消防	関係団体	NPO法人等
農業者等	内水面漁業関係者	ジビエ処理加工施設関係者

調査項目（調査対象によって、調査項目を一部修正）

- ① 鳥獣被害対策に取り組む上で苦慮していること
- ② これまでに実施した鳥獣被害対策のうち、有効だった対策とその効果について
- ③ 農作物被害及び人身被害を未然に防止するため、平時から必要と考える事項
- ④ 人身被害のおそれがある有事の際に必要なと考える事項
- ⑤ 平時及び有事において、行政機関に期待する機能及び役割について
- ⑥ その他（自由意見）

13

4 これまでの取組

(2) 鳥獣被害対策に関するヒアリング

苦慮していること（多数の意見）

- ① 有害捕獲の人材、技術等
- ② 電気柵の維持管理
- ③ クマの市街地出没対応
- ④ 専門知識・技術を有する人材の確保
- ⑤ 住民の意識向上

14

4 これまでの取組

(2) 鳥獣被害対策に関するヒアリング

有効だった対策（多数の意見）

- ① 電気柵の設置
- ② 集落診断、研修会実施
- ③ 追い払い活動
- ④ 鳥獣被害対策に関する検討会、研修会等の開催
- ⑤ 捕獲強化（捕獲機材の追加等）

15

4 これまでの取組

(2) 鳥獣被害対策に関するヒアリング

未然防止に必要な事項（多数の意見）

- ① 生息状況などの情報収集・情報提供
- ② 防止対策に係る研修会（電気柵、生態など）
- ③ 放任果樹など誘因物を撤去する仕組みづくり
- ④ 有害鳥獣の計画的な捕獲・駆除
- ⑤ 電気柵の適正導入・適正維持管理

16

4 これまでの取組

(2) 鳥獣被害対策に関するヒアリング

人身被害のおそれがある際に必要な事項（多数の意見）

- ① 出没状況、避難誘導などの注意喚起・情報提供
- ② 麻酔銃の実施体制整備
- ③ 避難誘導、パトロール
- ④ 警察との調整（発砲許可、交通整理、指揮命令）
- ⑤ 関係組織（県、市町村、県警、猟友会）の役割分担

17

4 これまでの取組

(2) 鳥獣被害対策に関するヒアリング

多数の意見に関連する意見、新たな視点

① 環境整備(緩衝帯、堅果類育成)	⑥ ジビエの利活用促進
② 出没ルートとなる河川等の管理	⑦ 銃器の練習施設整備
③ 出没時対応訓練（住民参加）	⑧ 広域連携による対策
④ 消防との連携	⑨ ICT等の活用
⑤ リーダーの育成	⑩ クマやカモシカなどの生息調査

など貴重な意見多数 18

5 取組の方向性

(1) 全体像

鳥獣被害対策支援センター

《短期：応急対処》

タイムリーな防災、応急対処を図る

《中期：組織的駆除の推進》

概ね3～5年で組織的な展開を図る

《長期：共生環境整備》

5年10年先を見据えた対応を図る

19

5 取組の方向性

(2) 短期：応急対処（1年）

- ① 基礎情報共有、人材育成に向けた研修会等の開催
- ② タイムリーな情報提供に向けたHP等整備
- ③ 「クマ出没対応マニュアル」の策定及び訓練の実施
- ④ 捕獲等の強化（事業活用、狩猟期間の延長）



<県主催研修会（座学）>



<県主催研修会（電気柵）>

20

5 取組の方向性

(3) 中期：組織的駆除の推進（3～5年）

- ① 麻酔銃等の使用体制の検討、専門家の確保・育成
- ② ライフル射撃場の稼働と担い手育成に向けた活用
- ③ 警察・消防との連携強化や捕獲後の放獣等を含めた「クマ出没対応マニュアル」の見直し
- ④ ワナによる捕獲の組織的な展開
- ⑤ ジビエの利活用推進
- ⑥ 新たな有害鳥獣への対策検討

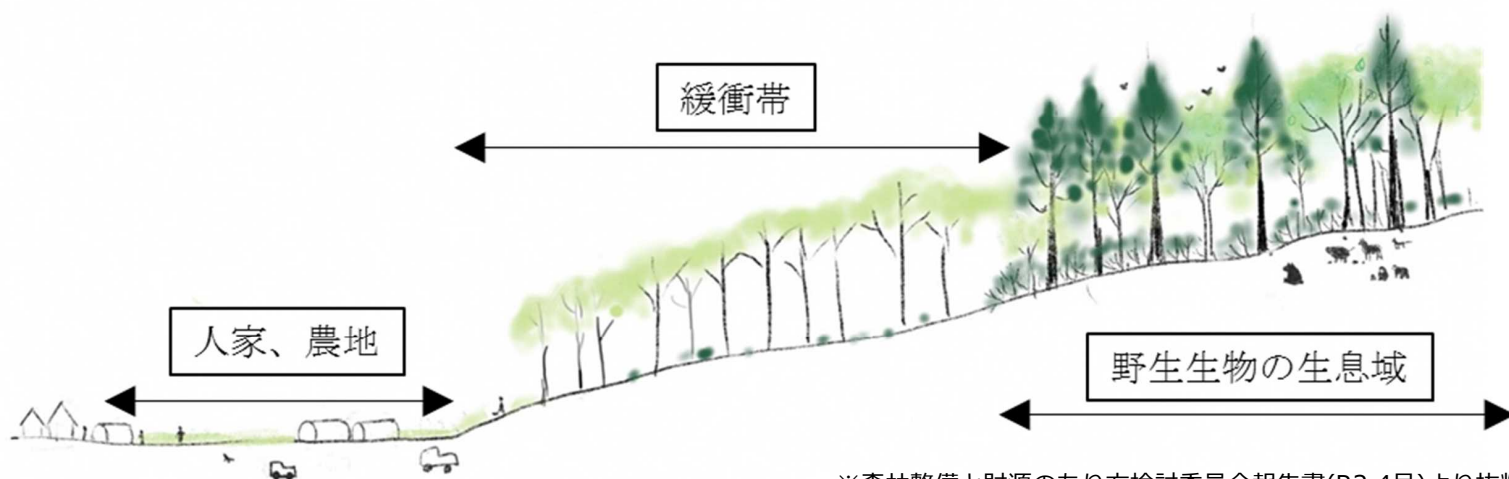


<県主催研修会（銃）> 21

5 取組の方向性

(4) 長期：共生環境整備（5～10年）

- ① 生活圏に近い森林、里山への緩衝帯の整備
- ② 長期的な保護管理計画の検討



※森林整備と財源のあり方検討委員会報告書(R2.4月)より抜粋

令和元年度特定野生鳥獣の管理及び有効 活用の推進に関する施策の実施状況

新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例（新潟県条例第98号）
に基づく公表資料

令 和 2 年 6 月
新 潟 県

1 被害状況等の実態把握

(1) 野生鳥獣による農作物被害の状況（農産園芸課）

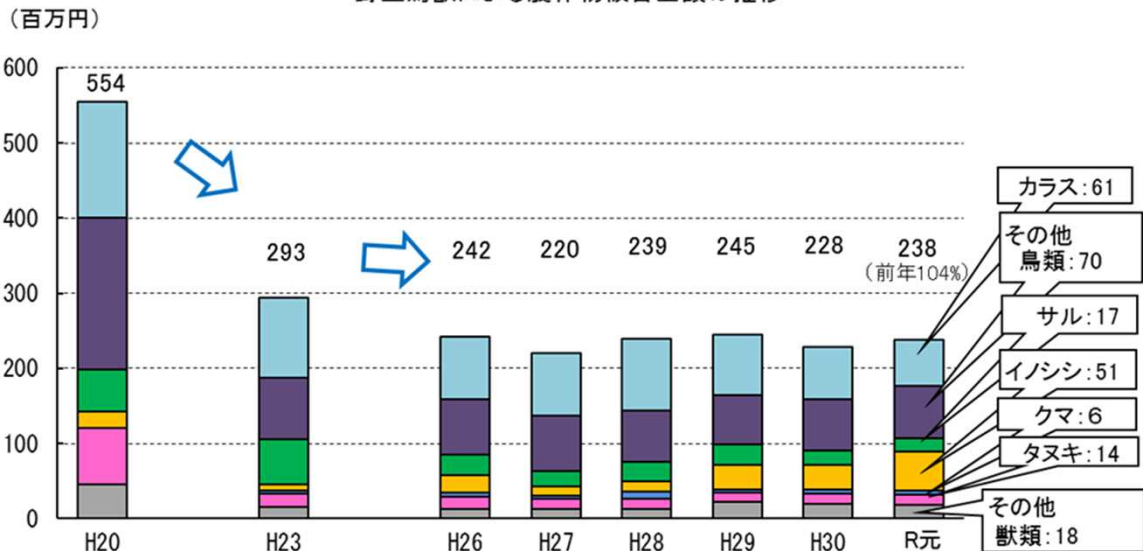
令和元年度の野生鳥獣による農作物被害額は約2.4億円（速報値）であり、前年比104%となった。

被害額が増加したのは、イノシシ被害がこれまで比較的少なかった地域でも急増したため、県全体で被害額が約0.2億円増加したことによる影響が大きい。

被害額のうち鳥類がやや減少して約1.3億円（約55%）、獣類がやや増加して約1.1億円（約45%）となっている。

鳥類被害ではカラスが最も多く約46%、獣類被害ではイノシシが最も多く約48%を占める。生息域が拡大傾向にあるイノシシについては、対策の強化が必要である。

野生鳥獣による農作物被害金額の推移



(注) 1. 市町村の報告による
2. ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある

主な鳥獣種類別農作物被害面積・被害額

(単位:ha、百万円、%)

		平成30年度		令和元年度(速報値)				主な被害作物
		面積	金額	面積	前年比	金額	前年比	
鳥類	カラス	487.7	68.9	418.6	86%	61.0	89%	野菜、果樹
	スズメ	61.4	11.1	45.5	74%	9.0	81%	稲
	ムクドリ	434.5	29.0	433.6	100%	29.3	101%	果樹
	ハト	49.1	15.8	48.6	99%	15.6	99%	稲、野菜
	カモ	15.3	6.5	8.3	54%	11.6	178%	野菜、稲
	サギ	58.1	2.9	10.3	18%	1.9	63%	稲
	その他鳥類	156.7	2.8	155.5	99%	2.8	102%	
	小計	1,262.8	137.0	1,120.4	100%	131.1	96%	
獣類	サル	72.6	19.2	76.0	105%	17.3	90%	野菜
	イノシシ	110.4	32.8	76.9	70%	51.4	156%	稲
	クマ	7.7	5.0	8.7	113%	5.9	119%	野菜、飼料作物
	タヌキ	52.1	14.5	51.9	100%	13.7	94%	野菜
	ハクビシン	18.0	10.8	17.3	96%	9.3	86%	野菜
	シカ	8.6	0.4	0.5	6%	0.3	69%	稲、野菜
	その他獣類	56.9	8.0	50.9	90%	8.6	107%	
	小計	326.3	90.7	282.2	112%	106.5	117%	
鳥獣計	1,589.1	227.7	1,402.5	102%	237.6	104%		

(注) 1. 市町村調べ農産園芸課取りまとめ 2. ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある

(2) 野生鳥獣による森林被害の状況（治山課）

■ 県内の被害履歴

- 平成21年度以降、ツキノワグマによる剥皮被害、ニホンジカ及びノウサギによる食害が発生
- 令和元年度の野生鳥獣による森林被害は468m³

■ 県内の被害状況

①ツキノワグマ

- 壮齢木の樹皮を歯や爪で剥ぐ「クマ剥ぎ」被害が、村上市及び阿賀町で継続的に発生
- このため、平成29年度から令和元年度に補助事業を活用して、クマ剥ぎ防止テープによる予防対策を実施

②ニホンジカ

- 飼育個体の脱走により、平成25年度から植栽木の食害が発生したものの、現在は終息
- 平成27年度に上越市名立地区で子ジカが確認されたが、現在のところ目撃情報や痕跡は確認されるものの森林被害には至らず

野生鳥獣による森林被害の推移

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	
ツキノワグマ (m ³)	381	437	361	63	384	369	468	R元被害 村上市(342m ³) 阿賀町(108m ³) 南魚沼市(18m ³)
ニホンジカ (ha)	0	0	0	-	-	-	-	※H25～27被害 粟島浦村
ノウサギ (ha)	-	-	0	-	-	-	-	※H27被害 村上市

注1) 上記被害量は、県内の民有林におけるものを示す。

注2) 被害面積「0」は、被害はあるが単位に満たないものを示す。

(3) 野生鳥獣による内水面漁業被害の状況（水産課）

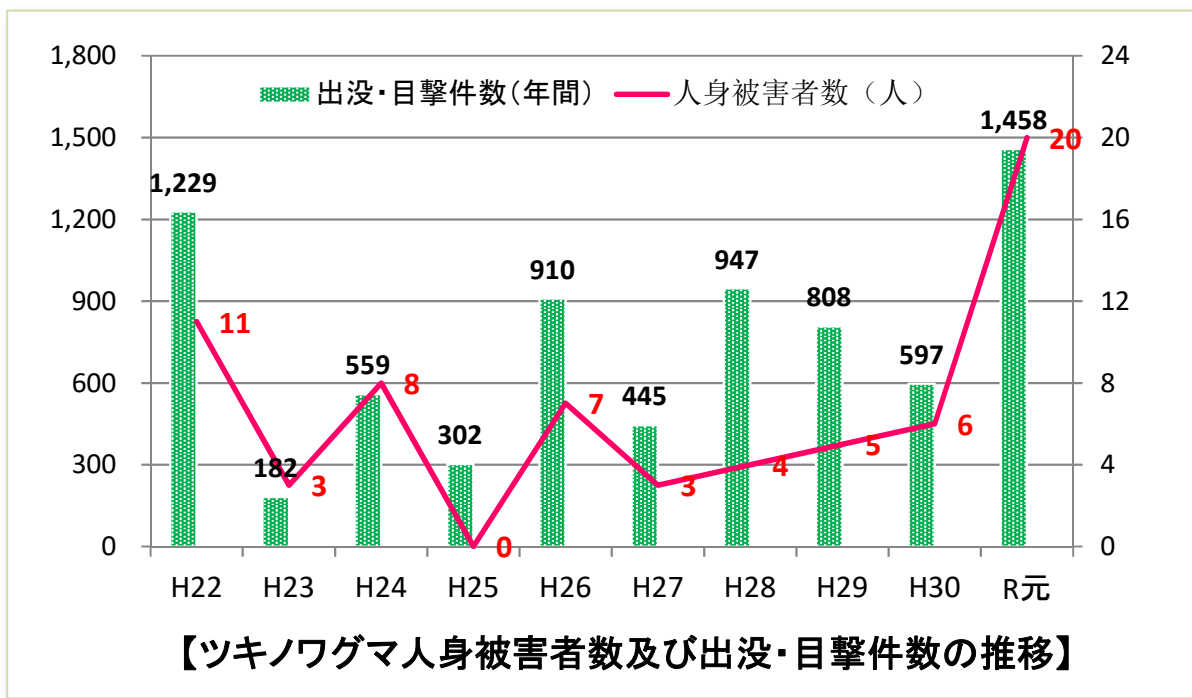
- 県内の被害履歴
 - ・平成18年頃から内水面漁業への被害が発生
 - ・平成27年には、4水系8河川で被害を確認
- 被害状況
 - ・県内水面漁連が主体となってカワウの飛来数、飛来日数、胃内容物組成のデータを収集し、食害されたアユを金額に換算

野生鳥獣（カワウ）による漁業被害額[千円]

	H28	H29	H30	R元
三面川 (村上市)	536	366	876	1,805
荒川 (村上市・関川村)	6,881	5,113	6,193	2,090
阿賀野川	1,787	3,280	4,573	15,387
早出川 (五泉市)	1,162	1,254	1,239	1,235
常浪川 (阿賀町)	983	4,965	3,335	5,604
五十嵐川 (三条市)	804	2,798	1,429	1,140
刈谷田川 (長岡市)	1,001	482	1,620	190
魚野川 (長岡市、小千谷市、魚沼市、南魚沼市)	56,581	45,346	39,791	30,618
合計	69,735	63,604	59,056	58,069

(4) 野生鳥獣による人身被害の状況（環境企画課）

- 令和元年度のツキノワグマによる人身被害は16件20名であり、記録のある平成6年度以降最多であった。また、被害を受けた20人のうち13人が市街地で被害に遭った。なお、死亡事故は平成14年度以降発生していない。
- 令和元年度の出没・目撃件数は1,458件で、記録のある平成18年度以降最多であった。これはクマの秋季の餌であるブナの実が凶作～不作であったため、クマが餌を求めて人里に出没したことが一因と推定される。
- イノシシによる人身被害は平成29年度に2件3名発生したが、平成30年度及び令和元年度は0件であった。



【ツキノワグマによる人身被害の一覧(1/2)】

No	年月日	時間	市町村	性別	年齢	状況	市街地
1	H31. 4.28	10:00	妙高市 大字 関山地区	男性	60歳代	関山地区内の濁俣川右岸で、有害駆除活動中に、山林の茂みからクマ1頭が出没。駆除隊員の1人に襲いかかり、顔面への裂傷、左大腿の挫創等を負わせた。命に別状なし。	
2	R元. 5.3	14:00	阿賀町 七名(黒倉) 地区	女性	70歳代	七名(黒倉区)の山中で、山菜採りをしていた女性が約100cmのクマ1頭に襲われ、顔・頭部・右手を負傷、命に別状なし。	
3	R元. 9.6	9:30	阿賀野市 飯森杉地区	男性	80歳代	有害駆除活動中、竹藪から現れたクマに隊員の1人が左手をひつかかれ負傷。命に別状なし。	○
4	R元. 9.25	5:30	南魚沼市 上野地区	男性	40歳代	ジョギング中、クマに遭遇し、頭部を負傷した。病院に搬送されたが命に別状なし。	○

【ツキノワグマによる人身被害の一覧(2/2)】

No	年月日	時間	市町村	性別	年齢	状況	市街地
5	R元. 10.2	19:30	阿賀町 広谷甲(栃 堀区)地内	男性	20歳代	自宅の車庫前でクマに襲われ、右手、右肩、脇腹を負傷した。病院に搬送されたが命に別状なし。	○
6	R元. 10.3	17:30	長岡市 蓬平町地内	男性	40歳代	トレイルランニング中にクマに襲われ、左足首をひっかけられ負傷した。命に別状なし。	
7	R元. 10.7	7:00	糸魚川市 滝川原地内	女性	60歳代	自宅で落ち葉掻き中に、クマに襲われ、左腕を引っかけられ負傷した。病院に搬送されたが命に別状なし。	○
8	R元. 10.18	12:20	魚沼市 佐梨地内	男性 女性 女性 女性	40歳代 40歳代 60歳代 60歳代	住宅地で40代～60代の男女4人が襲われ負傷した。病院に搬送されたが命に別状なし。	○
9	R元. 10.19	7:30	魚沼市 井口新田 地内	男性 男性	50歳代 60歳代	事業所でクマに襲われ負傷した。病院に搬送されたが命に別状なし。	○
10	R元. 10.23	8:10	村上市 山辺里地内	男性	70歳代	土手沿いを散歩中にクマに襲われ、左目から頬、左腕を引っかけられ負傷した。病院に搬送されたが命に別状なし。	
11	R元. 10.28	3:40	糸魚川市 青海地内	男性	30歳代	牛乳配達中にクマに襲われ、頭から顔にかけて引っ掻かれ負傷した。病院に搬送されたが命に別状なし。	○
12	R元. 10.31	7:30	魚沼市 中島地内	女性	90歳代	散歩中の女性がツキノワグマに引っ掻かれ、負傷。病院に搬送されたが命に別状なし。	○
13	R元. 11.4	13:00	長岡市 山古志 東竹沢地内	女性	70歳代	山中でキノコ狩りをしていた女性が子グマに引っ掻かれ、右こめかみを負傷した。	
14	R元. 11.9	6:45	阿賀町 吉津地内	男性	70歳代	散歩中の男性がクマに襲われ、頭部と左脇腹を負傷。病院に搬送されたが、命に別状なし。	
15	R元. 11.13	21:20	阿賀町 赤岩地内	男性	50歳代	車で帰宅し、車庫から自宅に向かっていた男性が自宅玄関前でクマに襲われ、顔面と右腕を負傷。胸部を打撲。病院に搬送されたが、命に別状なし。	○
16	R元. 12.21	11:30	長岡市 半蔵金地内	男性	60歳代	山林で木を切っていたところ、クマに襲われ、頭部と右腕にケガを負った。病院に搬送されたが、命に別状なし。	

(5) 野生鳥獣の生息状況（環境企画課）

- 特定野生鳥獣のうちツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、カワウ、タヌキ、ハクビシンの7鳥獣について調査を実施
- イノシシ、ニホンジカについては、生息数が増加傾向
- 生息数や分布状況を踏まえ、効果的な特定野生鳥獣の管理を推進

鳥獣	生息状況の概要(令和元年度までの調査結果から)	
ツキノワグマ	(生息数) <ul style="list-style-type: none"> ・ R元年度の県内の生息数は、819～1,278頭と推定 ・ 近年の推定生息数に大きな変化は認められない (分布状況) <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の分布域は拡大傾向にあり、10年間で分布域は約1.5倍に拡大 	
ニホンザル	(生息数) <ul style="list-style-type: none"> ・ R元年度の県内の生息数は、5,698～7,700頭と推定 ・ 近年の推定生息数に大きな変化は認められない 	
イノシシ	(生息数) <ul style="list-style-type: none"> ・ H29年度の県内の生息数は、3,215～25,171頭と推定 ・ 近年の推定生息数は増加傾向 (分布状況) <ul style="list-style-type: none"> ・ 上中下越の広い範囲に分布し、上中越に多い 	
ニホンジカ	(生息数) <ul style="list-style-type: none"> ・ H30年度の県内の生息数は、500～27,245頭と推定 ・ 近年の推定生息数は増加傾向 (分布状況) <ul style="list-style-type: none"> ・ 上中下越の広い範囲に分布し、上中越に多い 	
カワウ	(生息数) <ul style="list-style-type: none"> ・ R元年度の県内の生息数は、888～1,227羽と確認 ・ 生息数は増加傾向であったが、ここ2～3年はやや減少 	
タヌキ	(分布状況) <ul style="list-style-type: none"> ・ 標高の高い山地部を除く県内のほぼ全域で確認 ・ 県北や糸魚川では少ない 	
ハクビシン	(分布状況) <ul style="list-style-type: none"> ・ 標高の高い山地部を除く県内のほぼ全域で確認 ・ 佐渡には生息していない ・ 家屋等の市街地にも生息 	

※出典：日本の哺乳類(小宮輝之、2002、学習研究社)

2 施策の実施状況

(1) 被害防止対策

鳥獣被害防止特措法の仕組み等を活用した農林水産物の被害防止対策の推進（農産園芸課）

- 市町村の被害防止計画の改定支援
市町村の鳥獣被害防止計画の改定において助言するとともに、同計画に基づき地域協議会等が実施する鳥獣被害対策の総合的な取組を支援
 - ・被害防止計画の改定・変更：17市町村
 - ・被害防止総合対策交付金の取組：19地域協議会、8団体（漁協）

- 鳥獣被害防止総合対策交付金による取組概要

取組の内容		協議会等数	交付額（千円）	
推進事業	推進体制の整備	対策検討会 等	10	10
	有害捕獲	わな等捕獲機材整備 発信器を活用した生息調査 有害鳥獣の捕獲活動 等	26	25,147
	被害防除	学習会、技術研修会 追払い、追上げ活動 等	15	11,758
	生息環境管理	緩衝帯整備	1	264
	サル複合対策	複数のサル対策を組み合わせ	4	2,794
	大規模緩衝帯整備	1ha以上の緩衝帯整備	1	385
	ICT等新技術実証	カメラ、電気柵等による獣種特定	2	532
	捕獲支援	捕獲活動経費の直接支援	11	10,349
整備事業	侵入防止施設整備 (55,022m)	ニホンザル対策用（10,272m）	2	7,138
		イノシシ対策用（70,693m）	4	10,596
		ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ハクビシン、タヌキ対策用（2,433m）	1	1,780
合 計（協議会等数は実数）		27	70,753	

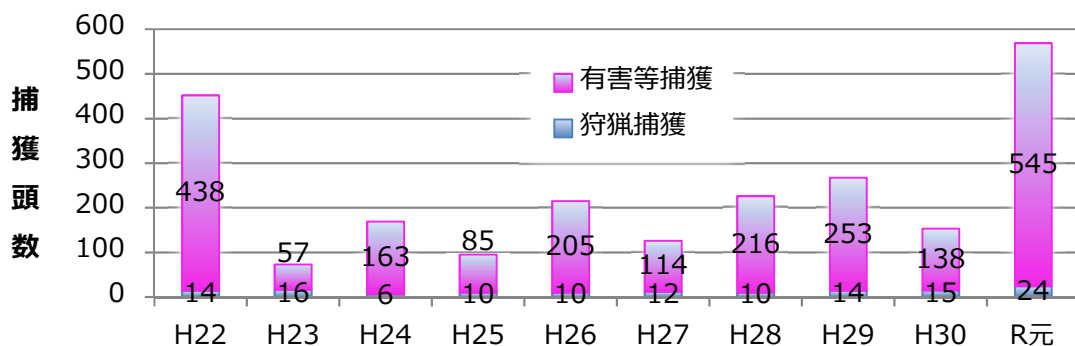
- 隣接する市町村における被害防止対策の連携に向けた支援（県単）
被害・生息情報の共有化や、対策の高位平準化を図る連携会議や合同研修会を開催
 - ・ 柏崎市－刈羽村－上越市－妙高市－糸魚川市（イノシシ）
 - ・ 魚沼市－南魚沼市－湯沢町－十日町市－津南町町（ニホンジカ、ハクビシン等）

(2) 個体数管理

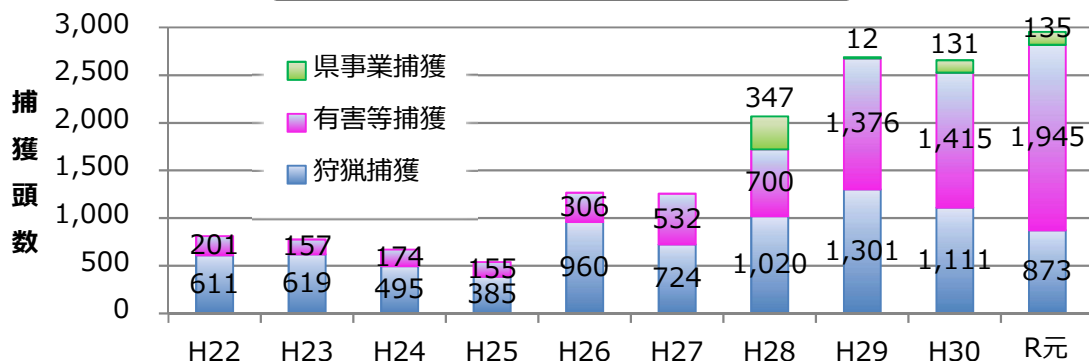
鳥獣種別の捕獲状況等（環境企画課）（R元は速報値）

- R元年度の鳥獣種別の捕獲状況等は次のとおり。
 - ・ ツキノワグマは569頭で、過去10年で最多。ブナの実が凶作～不作で人里への出没が多く、有害捕獲が多かったためと推定。
 - ・ イノシシは2,953頭で、過去10年で最多。生息数が増加しているためと推定。
 - ・ ニホンジカは156頭で、H30年度より減少。記録的な少雪で狩猟（銃猟）の適期が短かったためと推定。
 - ・ 他の鳥獣は例年と概ね同程度。

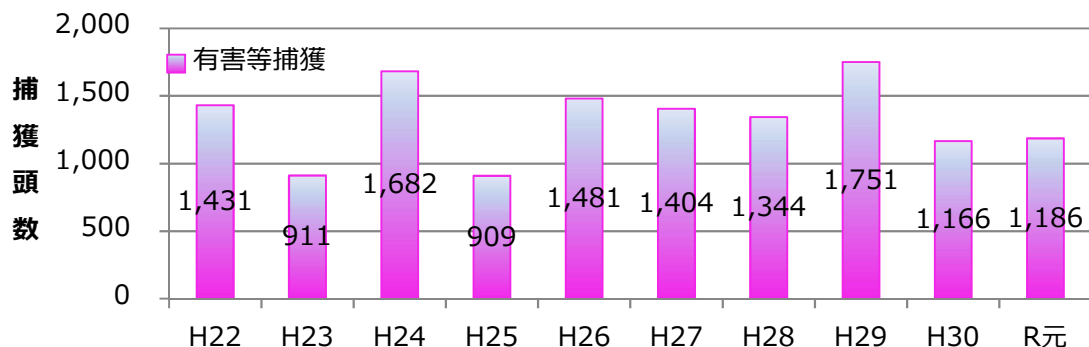
ツキノワグマの捕獲頭数の推移



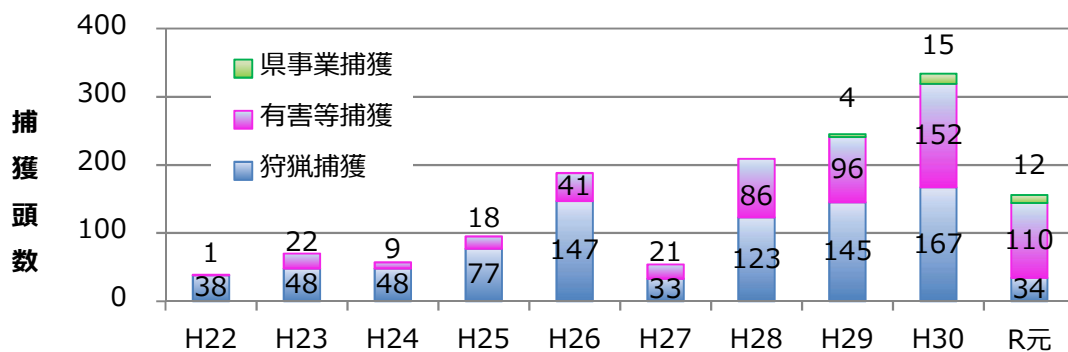
イノシシの捕獲頭数の推移



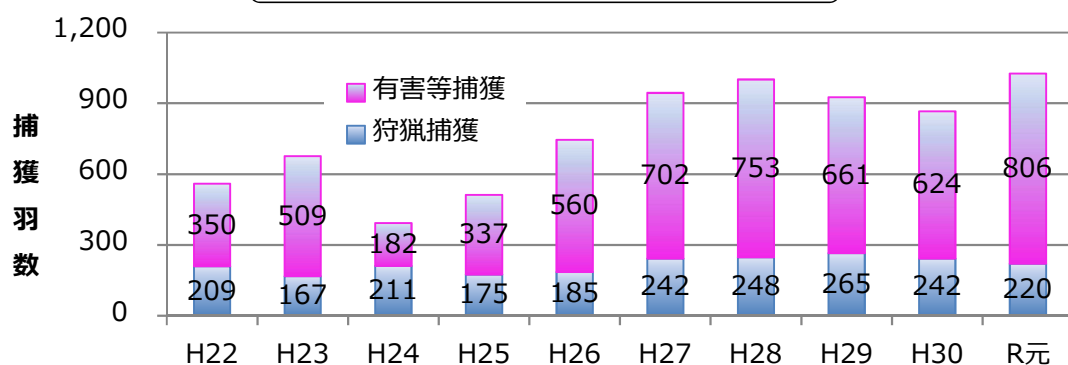
ニホンザルの捕獲頭数の推移



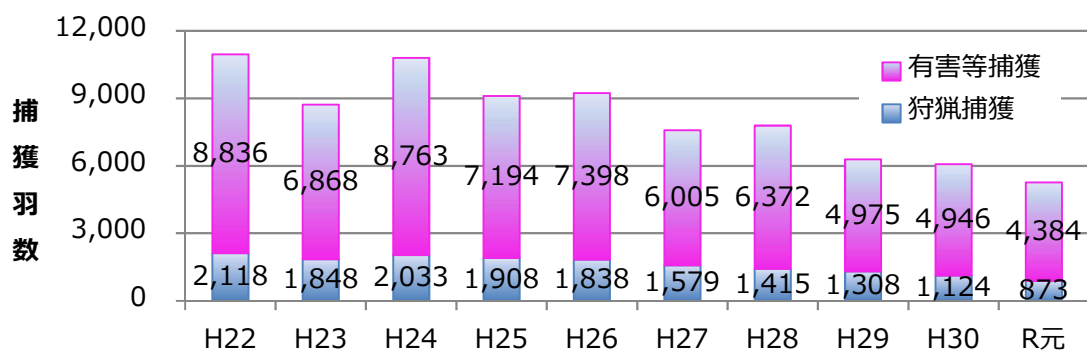
ニホンジカの捕獲頭数の推移



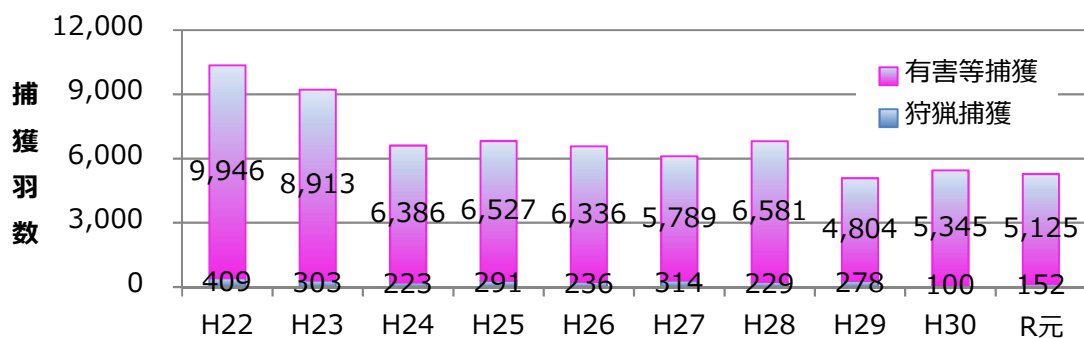
カワウの捕獲羽数の推移



カラスの捕獲羽数の推移



ムクドリ of 捕獲羽数の推移



(3) 県条例第9条に規定する施策

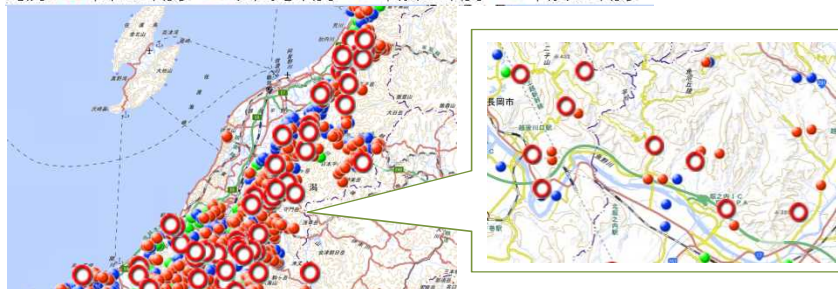
ア 情報収集・提供と知識の普及啓発（第1号関係）

人身被害対策と公共の安全確保の推進 (環境企画課、危機対策課、県警本部生活安全企画課、 県警本部地域課)

- クマ等の出没情報があった場合、県、市町村、警察、関係団体が連携し、人身被害を防止するため、パトロールやリーフレットによる注意喚起等を実施
- クマの出没情報は、県ホームページにより、地図等を用いた「にいがたクマ出没マップ」を随時更新し、4年間の目撃等情報を分かりやすく提供
- 春期及び秋期の「ツキノワグマ被害防止強化期間」を設定し、注意喚起を強化
- 秋期の効果的な対策とするため、堅果類豊凶状況調査結果を速報（夏期）と確定（初秋）の2段階で公表
- R元年度はクマの出没や人身被害が多かったことから、「ツキノワグマ被害防止対策連絡会議」を2回（10月、2月）開催し、対策を強化

にいがたクマ出没マップ

凡例: ○令和2年度 ●令和元年度 ●平成30年度 ●平成29年度



<http://ngt-webgis.jp/kuma/>



■ 堅果類豊凶状況調査

- ・ 堅果類とはドングリや木の実のことで、クマの餌として重要
- ・ クマの出没や生息数は、ブナなどの樹木の堅果類の成り具合と関係
- ・ 一般に、ブナは5～7年に1回程度が豊作、ほかは並作や凶作
- ・ 豊作の年は、出没が少なく、その翌年に出没や生息数が増える傾向
- ・ 凶作の年は、出没が多い傾向

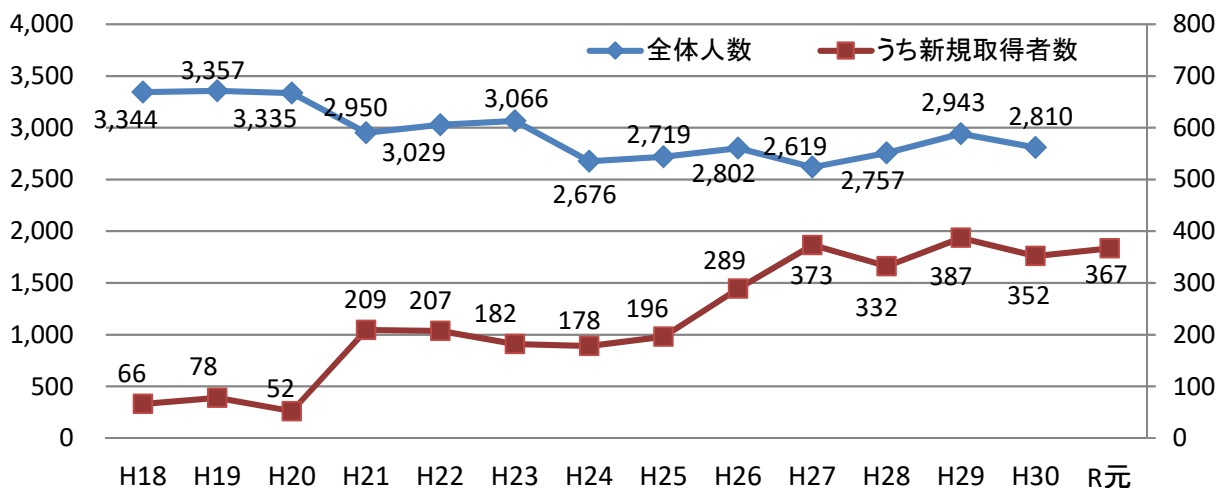
イ 管理及び有効活用に係る人材の確保と資質向上（第2号関係）

担い手となる狩猟者確保に係る取組 （環境企画課、県警本部生活安全企画課）

- 有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の確保・育成の取組を実施
 - ・ 銃による狩猟等体験研修会の開催 60人参加
 - ・ 狩猟免許取得希望者講習会の開催 472人参加
 - ・ 狩猟免許等取得経費支援 21市町村 56人支援
 - ・ ライフル射撃訓練に係る他県射撃場までの交通費支援 3市 24人支援
- 猟銃等講習会の拡大開催
 - ・ 猟銃等所持許可の新規取得や更新に必要な講習（初心者・経験者）について会場数、開催回数（休日等）を拡大

H29	18会場39回（うち休日7回）
H30	19会場39回（うち休日7回）
R元	21会場39回（うち休日7回）

狩猟の免許所持者数の推移(人)



銃による狩猟等体験研修会の実施状況

人材の育成 ～鳥獣被害対策本部研修会等の開催～ (環境企画課、農産園芸課)

- 鳥獣被害対策チームの構成員を対象に、ニホンジカ・ニホンザル・イノシシ・ツキノワグマ・カラスをテーマに生態や被害対策に関する研修会を開催
- ニホンザル、イノシシ、カラス等による農作物被害防止の地域指導者養成研修会を開催



本部研修会(カラスを知れば
見えてくる効果的な被害対策)
の状況



イノシシICTくりわな
研修会の状況



地域指導者養成研修会
(ニホンザル等)の状況

地域の実情に応じた取組 (環境企画課、農産園芸課、治山課)

- 野生鳥獣の生息状況の変化や広域での移動など、地域の実情に応じた取組を連携して進めるため、研修会や関係機関での会議を開催
 - ・ ニホンジカに係る調査計画等打合せ会議 (新潟大学、環境企画課、林政課、治山課、森林研究所、林野庁関東森林管理局上越森林管理署・中越森林管理署・下越森林管理署、妙高市)
 - ・ ニホンザルやイノシシに関する広域的な農作物鳥獣被害対策連携会議・研修会 (魚沼・南魚沼・十日町地域、柏崎・上越・糸魚川地域)



長野県大町市への視察の状況

ウ 管理及び有効活用に資する施設の整備の推進（第3号関係）

【再掲】鳥獣被害防止特措法の仕組み等を活用した農林水産物の被害防止対策の推進（農産園芸課） … 7ページ

エ 科学的知見に基づく鳥獣の個体数調査の推進（第4号関係）

【再掲】野生鳥獣の生息状況（環境企画課） … 6ページ

オ 里山等における人と鳥獣が共生する地域づくりに資する取組支援（第5号関係）

【再掲】鳥獣被害防止特措法の仕組み等を活用した農林水産物の被害防止対策の推進（農産園芸課） … 7ページ

野生鳥獣の生息環境に関わる取組（治山課）

- 森林は、野生鳥獣のすみかや採餌の場でもあることから、枝打ちや間伐等適切に森林整備を行い、生息環境の保全や野生鳥獣とのすみ分けに寄与
 - ・ 令和元年度は民有林造林事業や治山事業等により、枝打ちや間伐等を約2,213haで実施（林政課、治山課）



間伐実施状況



緩衝帯整備実施状況

カ 鳥獣の管理の効率化に資する調査研究の推進（第6号関係）

指定鳥獣管理対策推進事業（環境企画課）

- 国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用して、管理（捕獲）の取組を実施
 - 効果的捕獲促進事業（モデル捕獲事業）
 - 対象：イノシシ
 - 内容：ICT（情報通信技術）を活用したくくりわなによる効率的な捕獲
 - 場所：柏崎市、上越市
 - 指定管理鳥獣捕獲等事業
 - 対象：イノシシ、ニホンジカ
 - 内容：既存技術（銃）による捕獲
 - 場所：柏崎市、上越市、妙高市、糸魚川市
- モデル捕獲事業は、捕獲目標40頭に対し捕獲実績62頭であり、効果的な捕獲ができた。また、ICTの活用により省力化が図られた（例：通常は毎日の見回りが必要なところ、原則としてメール受信時のみに軽減）
- 指定管理鳥獣捕獲事業は、目標頭数を下回った
イノシシ 目標：200頭 捕獲数：73頭
ニホンジカ 目標：30頭 捕獲数：12頭
R元年度は記録的な少雪のため、痕跡（足跡等）を確認することが難しいことから、銃猟の適期が少なく、H30年度は2月中旬に終了した捕獲期間を3月上旬まで伸ばしたものの、捕獲目標を達成できなかった



モデル事業の実施状況

キ 鳥獣の有効活用を図るための調査研究の推進（第7号関係）

ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成に係る講習会（環境企画課）

- 狩猟免許を有する者を対象として、ジビエとして利用するための衛生管理等を学ぶ講習会を実施する計画であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講習会の開催を中止し、代替措置として講習会の参加予定者に資料を配付

ク 管理及び有効活用を総合的・効果的に実施するための拠点機能を担う体制整備（第8号関係）

鳥獣被害対策本部会議、野生鳥獣保護管理対策検討会の開催（環境企画課）

- 「鳥獣被害対策本部会議」を開催し、被害防止対策等の取組方針の決定や対策の進捗状況を把握
- 「野生鳥獣保護管理対策検討会」を開催し、県及び市町村の事業実施状況等について評価・検討を行い、専門家の意見等を踏まえ、市町村や関係団体等への情報提供等を実施

ケ 前各号に掲げるもののほか、鳥獣の管理及び有効活用を図るために必要な施策の推進（第9号関係）

【再掲】被害状況の実態把握（環境企画課、農産園芸課、水産課、治山課） … 1～5ページ